

当社は、若年齢層の雇用を推進するために**中型免許**取得時にかかる費用を会社が一部負担する制度を作りました。 平成26年9月 制定 三糧輸送(株)

**基本規定**

会社が**中型免許**取得にかかる費用全般を個人に代わって立て替え致します。  
免許取得に対して補助金として**5万円**を補助いたします。(残りの立替分は分割返済OK)

※ **フォークリフトの免許取得補助制度もあります。**  
その他詳しい事は各営業所にお問い合わせ下さい。

**下記、警視庁ホームページより (中型免許制度について)**



**中型自動車・中型免許制度について**

平成19年6月2日から道路交通法の一部が改正され、新たな制度として車両総重量5トン以上11トン未満の自動車等が、**中型自動車**と定義され、これに対応する免許として**中型免許**が追加されました。

| 中型自動車の基準 |              |
|----------|--------------|
| 車両総重量    | 5トン以上11トン未満  |
| 最大積載量    | 3トン以上6.5トン未満 |
| 乗車定員     | 11人以上29人以下   |

**現在の制度(平成19年6月2日以降)**

| 区分   | 車両総重量           | 最大積載量            | 乗車定員           | 受験資格            |
|------|-----------------|------------------|----------------|-----------------|
| 普通免許 | 5トン未満           | 3トン未満            | 10人以下          | 18歳以上           |
| 中型免許 | 5トン以上<br>11トン未満 | 3トン以上<br>6.5トン未満 | 11人以上<br>29人以下 | 20歳以上<br>経験2年以上 |
| 大型免許 | 11トン以上          | 6.5トン以上          | 30人以上          | 21歳以上<br>経験3年以上 |

※ 平成19年6月1日以前(道路交通法改正前)から普通免許、大型免許を取得していた方は、現在の制度でも運転できる車の範囲は以前と変わりません。

|  |
|--|
| 【改正前の普通免許を持っている方が、運転できる車の範囲】<br>○車両総重量3トン未満 ○最大積載量5トン未満 ○乗車定員10人以下 |
| ○ 改正前の大型免許を持っていた方は、現制度の大型免許を受けているとみなされます。                          |

- 改正前の普通免許を持っている方が免許を更新すると、免許の種類は「中型」、免許条件欄に「中型車は中型車(8t)に限る」との表記となります。



※ 中型車は中型車(8t)に限るとは、

車両総重量8t未満、最大積載量5t未満及び乗車定員10人以下に限った中型自動車を示します。  
(改正前の普通免許で運転できる車の範囲と同じ)

## 中型免許試験について

### 受験できる方

- 20歳以上の方。
- 普通免許または大型特殊免許を現に受けている方で、その期間が通算2年以上(免許効力停止期間を除く)の方。